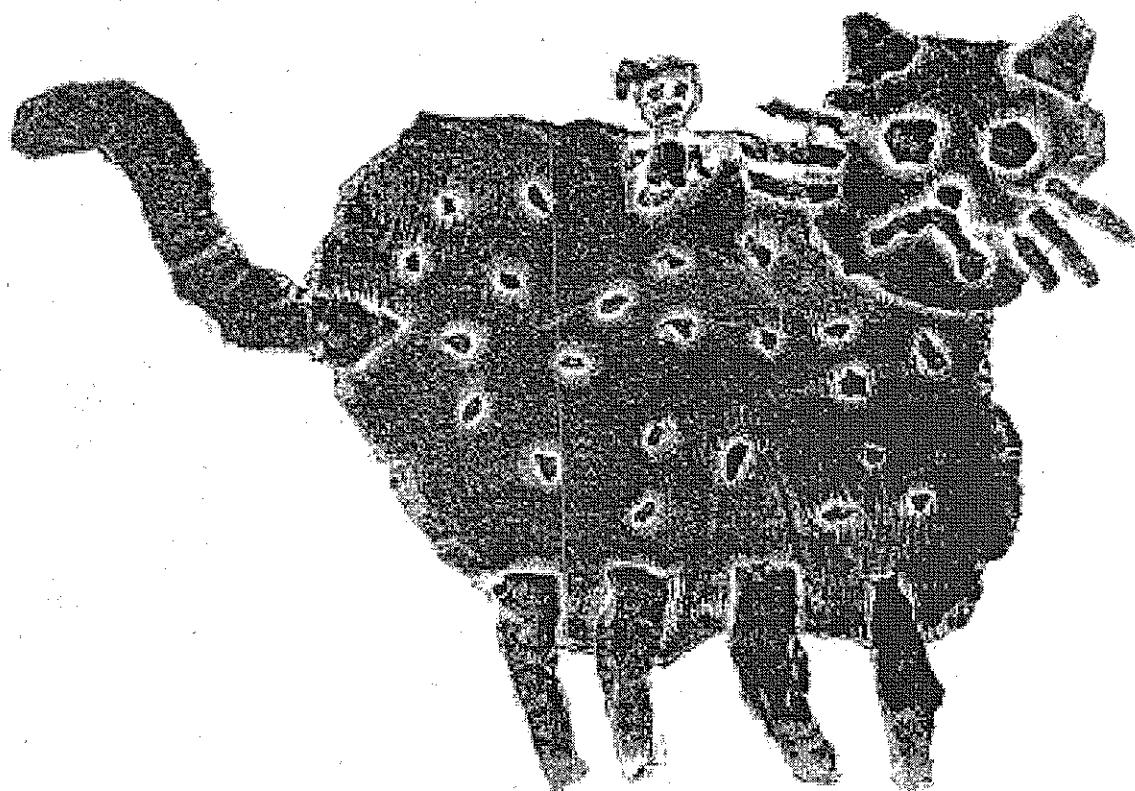


逗子市

学校教育総合プラン(第Ⅲ期)

「未来を切り開く子どもの成長を支えるために」

★21世紀を生きる逗子の子どもの育成★



逗子市教育委員会

逗子市学校教育総合プラン 目次

学校教育総合プラン改定の背景及び趣旨	· · · · ·	p 1
学校教育総合プランの性格及び役割	· · · · ·	p 1 · 2
学校教育総合プランのイメージ	· · · · ·	p 2
学校教育総合プラン全体図	· · · · ·	p 3
I 子どもたちの学力向上 · · · · · p 4		
1. 個に応じた指導の充実		
①確かな学力を育むための個に応じた指導の充実	· ·	p 5
②「読解力」向上の取り組みの推進	· · · · ·	p 6
③読書活動の推進	· · · · ·	p 7
④校内支援体制を活用した支援教育の推進	· · · · ·	p 8
2. 健やかな心と身体の育成		
①基本的な生活習慣の育成	· · · · ·	p 9
②豊かな心を育む道徳教育の推進	· · · · ·	p 10
③豊かな体験活動の推進	· · · · ·	p 11
④食育と体力づくり・健康教育の推進	· · · · ·	p 12
II 課題に迅速に対応する学校づくり · · · · · p 13		
1. 多様な教育的課題への対応		
①学校安全の推進	· · · · ·	p 14
②問題行動等への対応の推進	· · · · ·	p 15
③幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進	· ·	p 16
④国際教育の推進	· · · · ·	p 17
⑤キャリア教育の推進	· · · · ·	p 18
⑥福祉教育の推進	· · · · ·	p 19
⑦環境教育の推進	· · · · ·	p 20
⑧情報教育の推進	· · · · ·	p 21
2. 地域に開かれた学校づくり		
①地域への情報発信と学校公開の工夫	· · · · ·	p 22
②地域教育力の活用	· · · · ·	p 23
③学校評価を生かした学校の改善	· · · · ·	p 24
III 教員の指導力向上 · · · · · p 25		
1. 教員研修・研究の充実		
①授業研究の充実	· · · · ·	p 26
②授業評価の活用	· · · · ·	p 27
③研修事業の充実	· · · · ·	p 28
学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について	· ·	p 29
学校教育総合プラン用語解説	· · · · ·	p 35

逗子市学校教育総合プランの改定について

学校教育総合プラン改定の背景及び趣旨

本市では、高度情報化、グローバル化、少子高齢化(人口減少)など社会の急激な変化を踏まえた国の教育改革や本県・本市の動向を見据えて、逗子の教育がよって立つ土台を明確にするとともに、逗子の公立学校が取り組む方向性を示す、『学校教育総合プラン』を2006年(平成18年)3月に策定しました。

この第Ⅰ期『学校教育総合プラン』では、2007年(平成19年)度から2009年(平成21年)度までの3ヵ年の行動プランが明示され、逗子市立小・中学校において取り組みが進められました。そして、最終年度である2009年(平成21年)度には、それまでの取り組みとその間の新しい教育改革の動向を踏まえて、次の2010年(平成22年)度から2012年(平成24年)度までの3ヵ年の行動プランを示すための改定が行われました。

今年度はこの第Ⅱ期『学校教育総合プラン』の最終年、まとめの年を迎えております。

この間、小学校では2011年(平成23年)度から、中学校では2012年(平成24年)度から新学習指導要領が全面実施となり、各学校においては基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな身体の育成のための指導の充実を目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動が展開されているところですが、今後も妥当性・信頼性の高い学習評価を通じ、授業の改善や学校の教育活動全体の改善を図ることが必要です。

また、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災は、学校教育のあり方にも多くの課題を投げかけました。子どもたちが主体的に命を守ることができるような力を育む安全に関する教育の充実や、地域や家庭とも連携した組織的な安全管理の推進が強く求められています。

義務教育の実施は市町村の小・中学校が担うものであり、地方分権が進む中、本市の子どもたちにどのような教育を提供し、どのような力を培っていくのかが問われています。今後、学校と教育行政そして保護者・地域の方々が互いに支えあって本市の子どもたちを育成するため学校教育を発展充実させていくことが重要です。

本市の市立各小・中学校では、市民や保護者から求められるその時々の教育課題への対応や、学区希望制、二学期制等に対応する特色ある教育課程の編成や教育活動に取り組んできたところですが、教育委員会としては、これまで取り組んできた3年間の『学校教育総合プラン』を見直しつつ、新しい教育改革の動向を踏まながら、今後3年間の『学校教育総合プラン』改定を公募の市民をまじえて行います。

学校教育総合プランの性格及び役割

この『学校教育総合プラン』は、これまで実施してきた本市の教育施策や各学校の取り組みを整理するとともに、理念的なプランではなく、これからのお子さんたちに培う力、

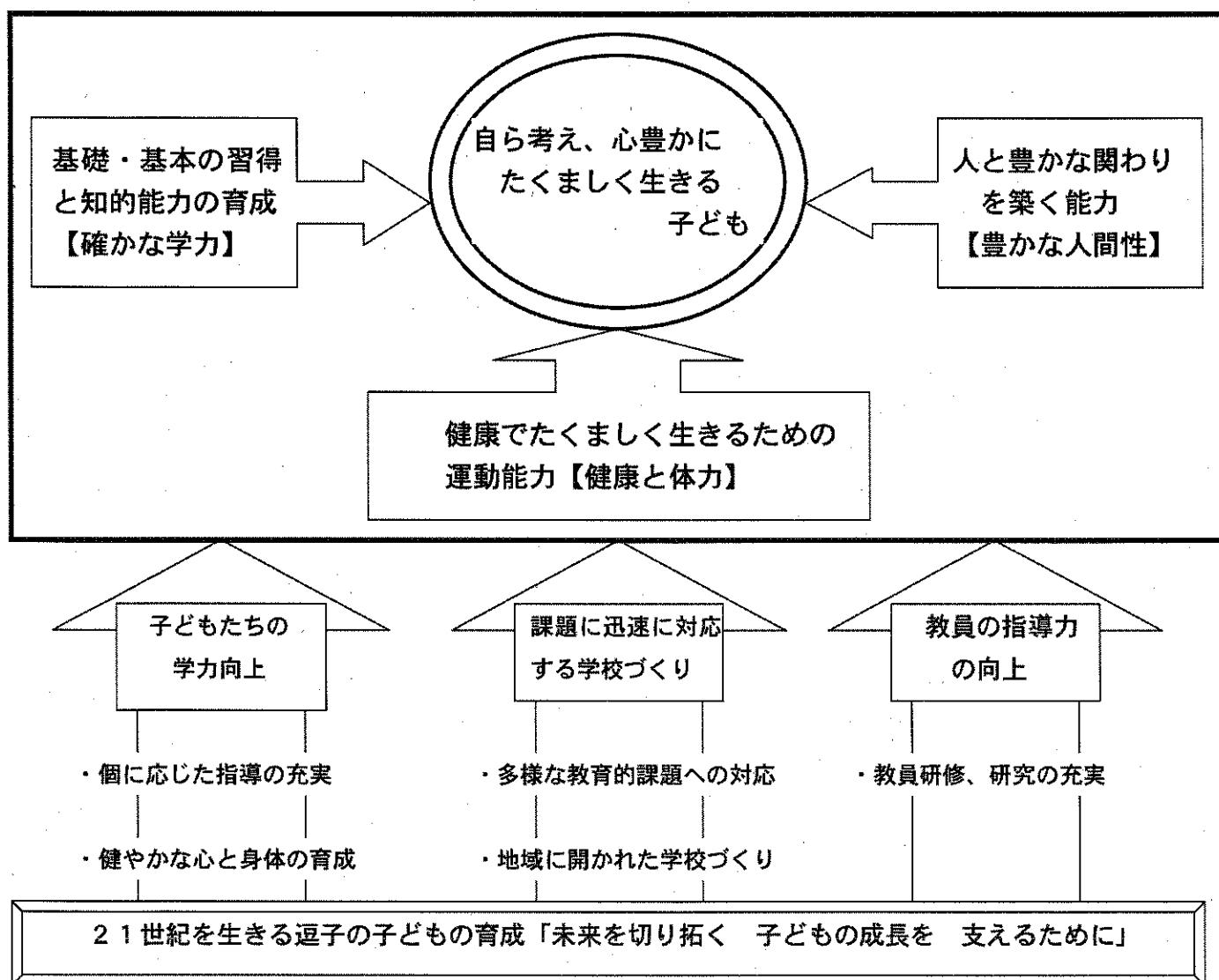
そのための学校教育の進め方などについて具体的・実践的なプランとして考えてきました。

また、このプランの策定にあたり、教育専門の有識者に指導・助言をいただきました。

このプランの特徴は、三点あります。一点目は、学校現場の教員の代表によって検討されてきたこと、二点目は、10年・20年といった長期的な教育プランではなく、変わり行く社会情勢や今も進む教育改革に対応できるよう、プランの期間は3年とし、2年経過後さらに見直しを図っていくとしていること、三点目は、プランに示される範疇について、学校現場に関するもの・学校教育に関するものとし、生涯学習や社会教育に関する部分は割愛したことです。

このような特徴をもつ『学校教育総合プラン』は、未来を切り拓く子どもの成長を支えるために、『逗子の子どもに培いたい三つの力』を基本にして、そのために「学校教育の基本となる学力の向上にどう取り組むのか」、「保護者や児童・生徒のニーズに応える学校は何に取り組むべきなのか」、「教員の資質や指導力を向上させるためにはどのような取り組みが必要なのか」、大きく三つの柱を立てました。このプランのイメージを図にすると次のようになります。

学校教育総合プランのイメージ

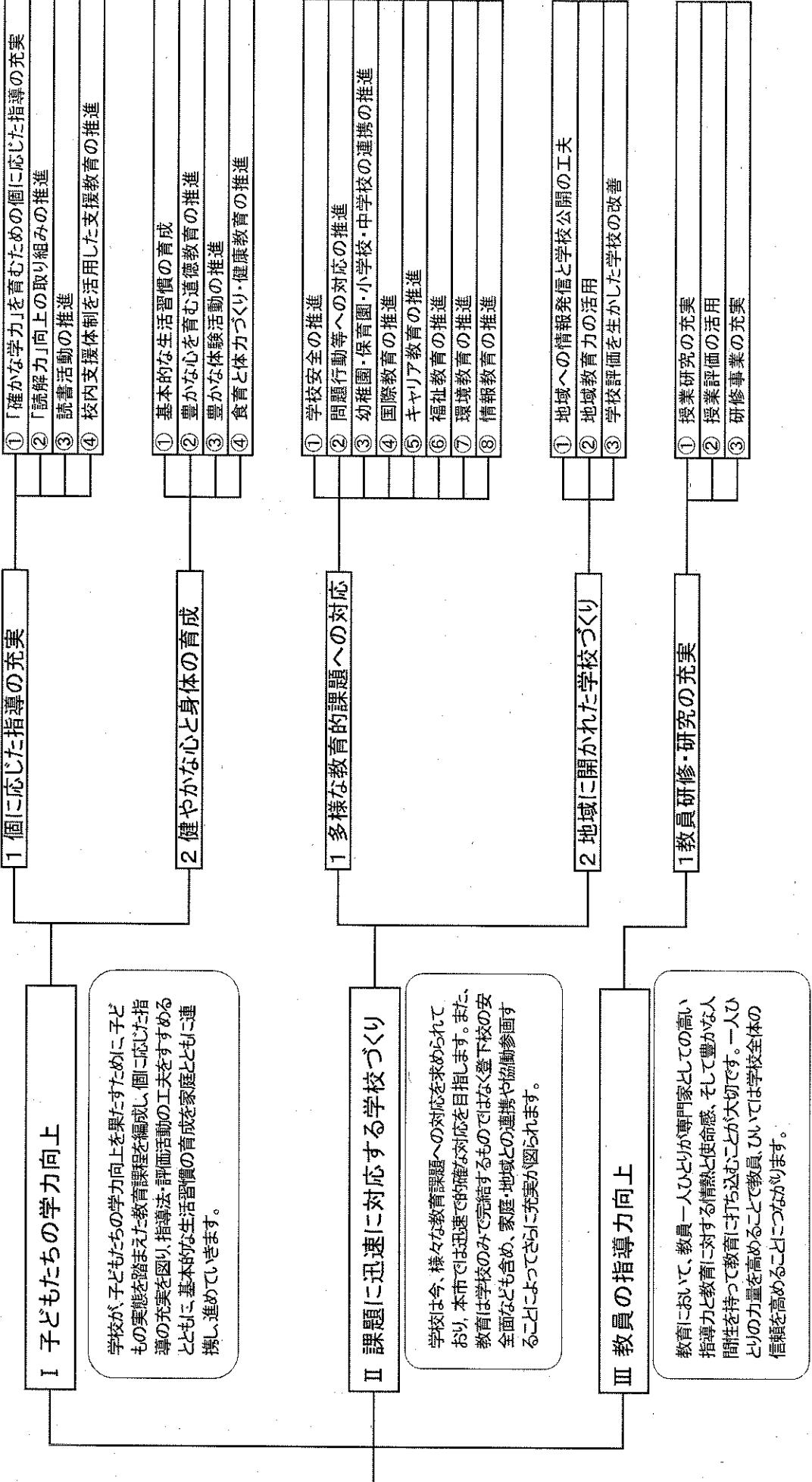


○学校教育総合プラン全体図 21世紀を生きる逗子の子どもの育成 「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」

三つの柱

項目

行動プラン



I 子どもたちの学力向上

2006年（平成18年）12月に新しい教育基本法が公布・施行され、翌2007年（平成19年）6月には学校教育法をはじめ教育三法が公布されました。これらを踏まえて、学習指導要領の改訂が進められ、小学校では2011年（平成23年）度から、中学校では2012年（平成24年）度から新学習指導要領が全面実施となっています。

この一連の流れのなかで、変化の激しい社会、またいわゆる「知識基盤社会」をたくましく「生きる力」の重要性が改めて確認されるとともに、「生きる力」を知の側面からとらえた「確かな学力」の育成に係る具体的な方策が明確に示されました。

まず、「学力の重要な要素」として示されたのが次の三つです。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 主体的に学習に取り組む態度

また、今回の学習指導要領で強調されている教育内容に関する主な改善事項は次の事柄です。

- 言語活動の充実 ○ 理数教育の充実 ○ 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実 ○ 体験活動の充実 ○ 小学校段階における外国語活動
- 社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項
- 情報教育 ○ 環境教育 ○ ものづくり ○ キャリア教育 ○ 食育 ○ 安全教育
- 心身の成長発達についての正しい理解

これまで各学校では、すべての子どもたちが共通に学習する基礎的・基本的な内容の定着に向けて、教員は一人ひとりの子どもに応じたきめ細やかな指導を行うとともに、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育の一層の充実を図り、子どもの発達段階に応じた興味・関心等を生かし、主体的に学習に取り組めるよう指導の工夫と改善に努めてきました。

それと同時に、豊かな人間性や社会性を育むために、道徳、総合的な学習の時間などをはじめとする教育活動の中で、他者への思いやりや規範意識を育て、ともに生きるという意識を育むために様々な体験活動や、家庭・地域の方々の協力による子どもたちの将来の生き方にかかる取り組みを推進してきました。

さらに、学力の向上・豊かな人間性の土台となる子どもたちの体力づくりや心身の健康にも留意してきました。

この『学校教育総合プラン』では、これらの取り組みをもとに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学校が子どもたちの学力の向上を果たすため、子どもたちの実態や特別な教育的ニーズを踏まえた教育課程を編成し、個に応じた指導の充実、指導法・評価活動などの工夫と改善を図り、子どもたちの基本的な生活習慣の確立や規範意識の育成などを家庭・地域とも連携を取りながら進めていきます。

具体的には「個に応じた指導の充実」「健やかな心と身体の育成」を大きな項目として挙げ、それぞれ四つの行動プランを設定しました。

「学力の重要な要素」を、さまざまな学習を通して子どもたちの力として育てていきたいと考えています。

1. 個に応じた指導の充実

行動プラン① 「確かな学力」を育むための個に応じた指導の充実

「確かな学力」を育むためには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成が求められます。このためには、授業の工夫・改善に取り組み、一人ひとりの子どもにどのように指導していくのかを考えていくことが大切です。

具体的には、各教科等の指導にあたり、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視し、言語活動の充実を図ります。また、学習評価を通して、授業のあり方の見直しや個に応じた指導の充実を図るなど、指導と評価の一体化を進めます。

その際、一斉学習だけでなく少人数指導・チームティーチング等の多様な学習形態も活用し、個に応じた指導ができるよう取り組みます。また、子どもたちの学習習慣が確立するよう、家庭との連携を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例

- これまでの学習状況調査などのデータや日常的な見取りに基づいて子どもの実態を把握し、指導方法の工夫と改善を図る。
- 授業研究、学習評価の検討を通して、授業の工夫・改善に取り組む。
- 少人数指導やチーム・ティーチング、小集団など多様な学習形態を活用し、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る。
- 子どもの自己評価や教員による学習評価を進め、理解不足の子どもへの早期対応を行う。
- 各学校で学習を支援するボランティアの活用を進め、個を支援する学習環境を整える。
- 児童・生徒、保護者への学習評価や学習活動状況の伝え方を工夫し、家庭学習の充実を図る。
- 長期休業期間や放課後を有効活用し、発展的・補充的学習の充実を図る。

行動プラン②

「読解力」向上の取り組みの推進

読解力を「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考し、これに取り組む能力」（文部科学省 2010）とするならば、この力を高めていくためには、テキストを理解・評価しながら読む力を高めること、様々な文章や資料を読む機会をもつこと、自分の意見を述べたり書いたりすることが必要になります。

新しい学習指導要領においては、言語活動の充実を図ることにより、これから時代を担う子どもたちに、思考力、判断力、表現力等を身につけさせ、社会の変化に対応する能力やそれに伴う課題を自らの力で解決する能力を育成することを目指しています。これらの能力は、国語科のみならず各教科等においてその育成が重視されています。

どれも短期間で育成されるものではなく、長期的な視野を持ち、継続して取り組んでいくことが重要です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学習状況調査など客観的なデータに基づいて分析を進め、指導の改善を行う。
- 言語活動の充実において育成が求められている「思考力」、「判断力」、「表現力」とお互いの立場や考えを尊重して伝え合うために必要な「コミュニケーション能力」等、「育てたい力」を明確にする。
- 「育てたい力」を見据え、子どもの実態や学習進度等を踏まえ、効果的と考えられる活動領域を選択する。
- 言語活動の充実を図るために効果的な学習形態を設定する。

行動プラン③

読書活動の推進

読書活動は「考えながら読む」「考えたことを表現する」という言語に関する能力を育むことに不可欠であり、本に接し読書に親しむことは、いろいろな考えに触れ、知識を蓄え、豊かな心を育むことの基盤となります。

学校においては、読書活動につながる教育内容・指導方法の工夫により、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、家庭・地域と連携し、読書の習慣付けを促進することが大切です。

また、学校生活をおくる子どもたちにとって、学校図書館は読書活動の重要な拠点と言えます。子どもの読書習慣の定着と読書意欲の向上のために、学校図書館を核として、市立図書館や地域の方々との連携を図り、子どもたちが活発に図書館を活用し読書に親しむことができるようネットワークの充実を図る必要があります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 朝の読書・読み聞かせ・ブックトーク活動・親子読書など、保護者や地域との連携をとりながら、子どもの発達段階に応じた読書活動を進める。
- 「逗子市子どもの読書活動推進計画」及び「学校版子どもの読書活動推進計画」をもとに、各校で作成された読書活動推進計画を進め、読書活動の充実を図る。
- 司書教諭・学校図書館指導員・学校支援ボランティアを活用し、学校図書館の学習情報センター及び読書センターとしての機能の充実を図る。
- 貸し出し数や読書傾向の調査などを行い、子どもたちの発達段階や学校での指導内容を考慮した蔵書に計画的に取り組む。
- 学校図書館の情報化を進め、市立図書館との連携・協力を進めると共に、学校図書館間の蔵書等の共同利用化を検討する。

行動プラン④ 校内支援体制を活用した支援教育の推進

支援を必要としている子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応するために、学校を中心とした総合的な支援体制の充実が求められています。

それに応えるために、学校では教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を進め、ケース会議や校内委員会で検討した支援を具現化する必要があります。また、学校だけでは解決できない課題に対しては、専門家や専門機関と連携し協働することが大切です。

よりよい支援を行うために「支援シート」を活用し、子どもたちの「ライフステージ」を見通した指導の継続と様々な機関との連携による「縦」と「横」の支援が必要です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を進め、校内組織の連携を図るとともに、子どもたちのニーズを適切に把握し、ケース会議・校内委員会を活用して支援に向けた具体的対応を進める。
- 教育研究所・児童相談所・子育て支援課・特別支援学校（養護学校）等の専門機関との連携を積極的に進める。
- 必要に応じて、支援シートによる個別の支援計画を作成し、保護者、幼稚園、保育園、小学校、中学校等が情報を共有し連携を進める。
- スクールカウンセラー・支援教育推進巡回指導員・うるおいフレンド(心の教室相談員)の活用を進めるとともに、スクールライフサポーターなど学校を支援するボランティアの活用を進める。
- 保護者と学校が、子どものニーズに対する共通理解を図り、協働して支援の充実を進める。

2. 健やかな心と身体の育成

行動プラン①

基本的な生活習慣の育成

子どもたちの心身の健康問題は、深刻かつ多様化してきており、気力や学習意欲の低下による、学校生活全般への影響が問題指摘されています。

基本的な生活習慣を確立し、子どもたちが活力ある生活を送るためには、健康3原則(食事・運動・休養及び睡眠)を十分に意識しながら、自らの生活課題を改善させるとともに、学校・家庭・地域が密接に連携し、実りある取り組みを進めることが大切です。

学校では子どもたちが規則正しい生活習慣を身に付けるよう、学校全体で協力し子どもに関わっていくことが求められています。

「食事をしっかり食べる」「外遊びを推進する」「睡眠時間を十分とする」をはじめ、「あいさつをする」「ルールや時間を守る」など、子どもたちの暮らしの根底づくりに关心を向けた取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校でのきまりや暮らし方について、子どもたちの実態や発達段階に応じた指導を計画的に進める。
- 学校便り・保健便り・給食便り等で、積極的に学校から家庭に向けて情報発信を行う。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校間で、園児・児童・生徒の指導上、必要な情報の共有と連携を深める。
- 児童・生徒指導では、学校・家庭・地域の情報や、行動の情報交換を密にして連携を進める。
- 教員だけでなく、保護者や地域の方々を対象とした講演会や研修会を行い、子どもの生活等を考える場を設定する。
- 学校・家庭・地域それぞれが担うべき役割を再確認する。

小・中学生のいじめや自殺等の問題が大きく伝えられている現在、学校だけにとどまらず、社会や家庭生活において、人を思いやり、相手の立場に立って考えることが求められています。目上の人を敬い、自分より弱い立場にいる人を大切にする心を育てるとともに、集団としての規範意識を高めることが大切です。また、集団の一員としての自覚を養うために、忍耐力や協調性などの社会性を身に付けさせることも大切です。

学校では道徳教育の重要性を教職員間で共通理解し、教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うように努めることが重要です。特に、道徳教育の要となる道徳の時間においては、他の学習活動と連携を図りながら、計画的・発展的な指導によって、道徳的実践力を高めていくように取り組みを進めます。

「いのち」を大切にする心、人を思いやる心、規範意識を持たせることなど、児童・生徒一人ひとりの豊かな心を育むために、学校・家庭・地域と連携を密に図りながら、心に響く教育を進めていくことが、より大切になってきています。

具体的行動指針及び取り組み例

- 道徳教育の要として道徳の時間を位置付け、重点目標を設定し、計画的に指導の充実を図っていく。
- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な連携を図りながら、日常的な学習の中で計画的・発展的な指導に取り組む。
- 子どもたちによる奉仕活動やボランティア活動等、様々な体験活動を通じて取り組みを進める。
- 学校内における縦割り集団の活用や、学校外における体験活動により、異年齢交流を深める。
- 学級会活動・児童会活動・生徒会活動等、子どもたちが主体となれる人間関係づくりに取り組む。
- 積極的に授業を公開するなど、学校での取り組みを大いに発信していく。また、あいさつ運動の取り組みは、家庭や地域との連携を図りながら、道徳教育の中で計画的に推進する。

行動プラン③

豊かな体験活動の推進

少子化や地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人々との出会いや触れ合い、社会・自然・芸術などと直接ふれ合う体験が乏しくなっています。様々な体験活動を通して、人や社会等とのつながりを自覚し、他者への关心や愛着、思いやりや信頼感を高めるようにすることが大切です。

体験活動は文字どおり、自分の身体・五感を通して実際に経験する活動のことです。子どもたちが、学校・家庭・地域社会を含めた生活空間の中で、他者、社会、自然、環境と直接的なかかわりを持ち、豊かな体験を重ねていくことが必要です。そして子どもたちが自分自身の体験の中から課題を見つけ、その課題解決に向けて自主的に取り組んでいくように、体験活動を計画的に位置付け、その充実を図ることが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 逗子の豊かで恵まれた自然にふれるとともに、自然のすばらしさや大切さを学ぶ自然体験学習を進める。
- ボランティア活動等の社会奉仕活動の意義をよく理解し、自らが参加し、社会性や協調性を育むような手助けをする。
- 発達段階に応じた勤労体験(職業体験)に取り組み、働くことや学ぶことの意義について学習を深める。
- 市の公共施設など整った環境で芸術を楽しみ、文化活動や児童・生徒間の交流などを通じて豊かな感性の育成に取り組む。
- 様々な体験活動を通して、課題解決的な学習を進める。
- 多くの人々との交流場面を設定し、場面に応じた対応などについて学習する場や機会をつくる。
- 集団宿泊活動を通して、子ども同士が互いのつながりを自覚し、他者への关心や愛着、思いやりや信頼感を高める機会にする。

行動プラン④ 食育と体力づくり・健康教育の推進

社会状況の変化に伴い、子どもたちの健康を取り巻く問題が顕在化してきています。基本的な生活習慣の問題・心の健康の問題・食習慣の問題・飲酒や喫煙、薬物乱用などの問題・性に関する情報の氾濫・運動能力の低下など、様々な課題に対して、学校は家庭や地域と連携した教育を推進することが必要です。

学校においては、食に関する正しい知識と望ましい食生活・食習慣を身につけるための食育指導、体力づくり、及び心身の成長発達について正しく理解させるための取り組みを推進していく必要があります。これらの教育を、子どもたちの発達段階に合わせて進めていく中で、各課題に対する指導の充実を図り、子どもたちが生涯を通じて心身の健康を維持した生活が送れるよう、そのための知識・実践力を身に付けられるようにしていくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 健康の維持増進に向け、発達段階に応じた健康教育を推進する。
- 遊びやスポーツを通じた、健康・体力づくりを推進する。
- 子どもたちの食に対する体験学習活動をはじめとする食育を推進する。
- 学校における食育の体系化を進めると共に、生きた教材となる学校給食の活用を図り、季節感を盛り込んだ給食献立や、学校給食での地産地消を推進する。
- 薬物乱用防止教育や喫煙防止教育・安全教育、健康・安全に配慮した教育課程の編成を行う。
- 子どもたちが性に関して適切に理解し、互いの性を尊重し合い、行動することができるよう、家庭・地域との連携のもと、発達段階を踏まえた指導を推進する。
- 健康教育の推進に向けた研修会等を設定し、保護者との連携を深化させていく。

II 課題に迅速に対応する学校づくり

激しく変化する社会にあっても、社会の変化に影響されることのない教育の大きな目的は、人格の形成に寄与すること、個人の能力を伸長すること、自立した人間を育てるここと、社会の良き構成員を育成すること等です。これを教育における「不易」と呼びます。さらに、時代の変化に応じてその必要性や重要性が叫ばれ、注目を浴びる今日的な教育の課題もあります。これを「流行」と呼んでいます。

学校は、これらの「不易」と「流行」の両者に対応し、大きな根幹である教育の本質を踏まえつつ敏感に世の中の情勢を見極めて教育を推進していくことになります。

『学校教育総合プラン』の二つ目の柱「課題に迅速に対応する学校づくり」は、この教育の根幹と今日的な課題とを意識しながら、「多様な教育的課題への対応」と「地域に開かれた学校づくり」を項目としてあげています。

「多様な教育的課題への対応」には、

- ①学校安全の推進
- ②問題行動等への対応の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進
- ④国際教育の推進
- ⑤キャリア教育の推進
- ⑥福祉教育の推進
- ⑦環境教育の推進
- ⑧情報教育の推進

と八つの行動プランがあります。これらは、子どもの学校内外の安心及び安全の確保、いじめ・不登校・暴力行為等の問題行動、「小1 プロブレム」・「中1 ギャップ」など保護者が不安に思っていることに対応するために設定した行動プランと、国際社会に生きる日本人育成のための国際教育や地球的規模の環境問題が課題となる中で持続可能な社会の構築を目指すための環境教育の推進などの、保護者や地域、社会全体から寄せられる数多くの要請のうち重点的に取り組むべき内容を精選して設定した行動プランから構成されています。

「地域に開かれた学校づくり」の項目の下には、

- ①地域への情報発信と学校公開の工夫
- ②地域教育力の活用
- ③学校評価を生かした学校の改善

の三つの行動プランがあります。逗子市では、「開かれた学校」の構築のために、2008年（平成20年）度から学校評価を実施し、2009年（平成21年）度に全ての市立小・中学校に学校支援地域本部を立ち上げ、2010年（平成22年）度には全ての学校支援地域本部に地域教育協議会を設置しています。これらの取り組みを有効に活用しながら、学校が保護者や地域、社会のニーズを踏まえ教育課程の編成や指導法や評価方法の工夫改善にあたるなど、積極的に情報を発信し、説明責任を果たしながら、地域との協働による学校づくりを進めています。

1. 多様な教育的課題への対応

行動プラン①

学校安全の推進

現在必要とされている教育環境として、子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるということが求められています。

防災・防犯・不審者対応では、学校や通学路等において子どもたちが安全に過ごせるよう、学校と地域のボランティアや関係機関との連携により地域ぐるみで子どもたちの環境を整備する必要があります。

また、防災・安全教育を推進し、児童・生徒が現在や将来において自他のいのちを守るために、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる能力の育成に努めます。

さらに、子どもたちの安全・安心を確保し、質の高い教育環境を整備できるよう、放課後や週末に子どもたちが体験・交流活動をするための場づくりを進められるよう取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもが安心して学び、生活する場であるとともに、応急・緊急避難所としての役割を果たせるように教育施設を整備する。
- 学校と保護者・地域との連携により、子どもの安全を地域ぐるみで守るための整備や、子ども自らが安全な行動をとれるようにするための安全教室の開催を進める。
- 防災・安全教育の一環として、体験を通して危険予測・危険回避能力を培うためのカリキュラムを、総合的な学習の時間の年間計画に位置づけたり、中学校では避難所運営訓練等へのボランティア参加を促したりしていく。
- 子どもたちの安全・安心な活動拠点としての学校において、地域住民の参加を得て、学習活動や様々な体験・交流活動の場を子どもたちに与え、健全な育成を図る。

行動プラン②

問題行動等への対応の推進

都市化や少子化、情報化などが進展し、社会全体で様々な課題がある昨今、子どもたちの問題行動等が生じています。その背景には、規範意識や論理性の低下が関係しているとも指摘されています。このような社会情勢の中で、学校は一人ひとりの子どもの人格を尊重し、個性の伸張を図りながら、子ども自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指します。

いじめや不登校、器物破損や暴力行為等はどの子にも、どの学校にも起こり得るものであることを十分認識し、地域・保護者とともにその未然防止や早期発見・早期対応への取り組みが、今各学校において求められています。さらに、いじめについては、学校は毅然とした態度で「いじめは許されない、いじめる側が悪い」ということを明らかにして、子どもの立場にたって、親身に、適切な指導を行う必要があります。

また、不登校児童・生徒など支援を必要としているすべての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学校を中心とした総合的な支援体制の確立が望まれています。学校では子どもたちの心の問題に迅速に対応できるよう相談体制を充実させるとともに、校内の支援体制の充実と外部の専門機関との連携を図り、協働することが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもたちの実態を把握し、規範意識や温かい人間関係づくりを道徳の時間を中心にあらゆる教育活動の場面において意図的・組織的に進め、人権等に配慮した学級・学年・学校経営を進める。
- 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制を確立し、スクールカウンセラー・うるおいフレンド（心の教室相談員）なども活用しながら組織的対応を図る。
- 教育研究所・児童相談所等の専門機関との連携を密にし、子ども一人ひとりの課題に応じた支援を積極的に行う。
- 個人情報の保護に十分配慮しつつ、幼稚園・保育園と小学校、小学校と中学校の情報連携を進め、未然防止に役立てる。
- 保護者と学校が子どもの支援ニーズに対する共通理解を図り、協働して支援を進める。

行動プラン③ 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携の推進

幼稚園・保育園から小学校に入学した子どもたちが、新しい環境になじめなかつたり、授業中に立ち歩いたり騒いだりする問題を「小1 プレム」といいます。

同様に、中学に入学した際に生じる問題を「中1 ギャップ」といい、近年大きな問題となっていました。

これらの問題を解決し、子どもたちが希望に満ちた学校生活が送れるよう支援していく必要があります。

そのためには、幼稚園・保育園と小学校の連携、さらに小学校と中学校の連携を図り、子どもや保護者が、学びや生活が連続していると安心できるよう、相互の教育活動を理解し、協力していくことが大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 幼稚園・保育園と小学校間では「生活科」や「総合的な学習の時間」を活用した子ども同士の交流や授業体験等を推進する。
- 小学校と中学校間では、「体育」や「保健体育」、「外国語活動」や「国際教育」などを活用した授業や行事などの交流を推進する。
- 小学校・中学校の連携では、それぞれの学び方の視点や指導の課題を共有しながら、9年間を見通した学び方の連續性を追求しカリキュラムの共同研修などの工夫・改善を行う。
- 子どもが一人の社会人として自立できるよう幼稚園・保育園・小学校・中学校がそれぞれの責任を果たし、かつ連携・協力して支援する。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を進める。

行動プラン④

国際教育の推進

今日、わが国では様々な面で多様な文化との接触や国際化が進展し、国際社会に生きる日本人としての資質の向上が重要な課題となっています。

これからの国際教育は、多様な文化や生活様式を知ることにとどまらず、多様な文化との共生に向けて、多様性を尊重し、多様な価値観を受容したり、ぶつかり融合したりする中、新しい価値観を創造したりすることができる等、国際社会においても自らの力を発揮できる資質や能力を育てることが必要です。

また、自分たちが生活している日本と世界の国々の現状や課題について、自分たちの思いや考えをもち、それらを自ら発信し、かつ多様な文化的背景をもった人々を理解し国際平和の実現に努める態度の育成とコミュニケーション能力の向上に努めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 多様な文化を理解し共生するために、小学校外国語活動及び中学校外国語（英語）科の授業を通して、コミュニケーション能力の育成を図る。
- 各学校に派遣しているIEA（国際教育指導助手）の効果的な活用を進める。
- 日本語指導等の場の保障等、外国籍の児童・生徒が安心して学習できる環境整備を行う。
- 学級や学年、学校行事等に、地域に住む外国人や外国での生活を経験されている方々を招き、諸外国の文化や歴史、自然を理解する活動を進める。

キャリア教育とは一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育です。

新学習指導要領における『生きる力』には『社会的・職業的自立、学校から社会・職業への円滑な移行に必要な力』が含まれるとした上で、その力について具体化されている要素を学校生活のあらゆる場面で育てていくことが必要です。

子どもたちそれぞれの発達段階に応じて勤労観や社会性を養い、将来の職業について正しく理解できるよう、学校・家庭・地域など関係機関の協力を得て、キャリア教育を進めていきます。

また、キャリア教育は職業学習だけでなく、将来を見据えた「生き方の教育」であり、子どもの発達に応じたさまざまな生き方の学習に取り組んでいきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 将来の自立に向けて望ましい職業観、勤労観を育むために、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を実施する。
- 小学校では将来の生き方や職業への夢や期待を膨らませ、将来への明るい展望や自己の可能性への期待を広げる。
- 中学校では地域・保護者による講師を活用した授業により、職業についての理解を深める。
- 家庭、地域、関係諸団体との連携により、職場体験活動が子どもの発達に応じた有意義な活動となるよう取り組む。

私たちの周りには、障がいを持つ方や高齢の方々が多く、ともすると福祉とはそのような方々のために何かをすることと、子どもたちはとらえられがちです。しかし、福祉は特別な人の誰かのものという限定されたものではなく、一人ひとりの

「 ふだんの くらしの しあわせ 」

を願うものという観点で、福祉教育を進める必要があります。

年齢の違い、障がいの有無にかかわらず、お互いに相手の立場を思いやり、声をかけ合える温かい人間関係をつくり、心を育てる教育を進め、誰もが住みやすい社会をつくる担い手を育成していくことが、これからの中において大切です。

具体的行動指針及び取り組み例

- 子どもたちの発達段階に応じた福祉教育や人権教育を推進し、すべての人が社会の大切な存在として尊ばれることや、偏見や差別のない人権に根ざす共生と平等の相互の思いやる心を育てる学習を実施する。
- 関係諸機関とのコーディネートを進める教育相談コーディネーターが、その機能をより深めるよう取り組む。
- 逗子市福祉部や逗子市社会福祉協議会と連携を取りながら、発達段階に応じた福祉教育の体験的な活動も含めて実施する。
- N P Oなどの外部団体や保護者と連携し、福祉に関する授業の指導の工夫と改善を図っていく。

逗子市では、今日、世界的に大きな課題となっている環境に関する諸問題の解決に向けて、逗子市環境基本計画がつくられています。

逗子市立小・中学校においても、一人の市民として自然と共生できる明るい未来の実現のために、身近な環境問題について自ら考え方判断できる子どもたちを育てます。

さらに、子どもたちが自然に、環境にやさしい行動が取れるようになることを目指して、環境教育に取り組んでいきます。

また、環境教育の取り組みが、子どもたちだけの活動にとどまらず、各家庭・各地域へと広がっていくことを目指して、地域・保護者の方と、子どもたちとともに活動できるような具体的な取り組みを推進していきます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 環境教育の指導計画を作成し、取り組む行動事項と目標を明確にして、環境教育を積極的に推進する。
- 環境教育に対しての取り組みについて、小・中学校の担当者による情報交換や、児童・生徒による情報交換会を進める。
- 地域・保護者との連携からさらに、環境教育に関わる諸機関との連携を積極的に進める。
- 環境に対する子どもたちの意識を育て、子どもの実践活動を通して、家庭や地域での理解を深めていくように努める。

逗子市では市内全校でコンピュータやインターネット、電子黒板、書画カメラ、プロジェクター、デジタルカメラなどのICT（情報コミュニケーション技術）が、多様な学習のための有効な手段として活用できる環境が整いました。ICTの急速な進歩により、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を身に付けた子どもの育成が、授業の中でも重要な課題となっていました。

また、携帯電話やパソコンを持つ小・中学生が増加してきたことにより、ネット上の様々なトラブルに巻き込まれるケースも出てきています。このようなことを回避するためには、ネット上での情報交換の場におけるマナーやモラルの教育を図ることが求められてきました。

具体的行動指針及び取り組み例

- 市内全校に設置された書画カメラ、プロジェクター、電子黒板等のICTを授業でより活用しやすいよう環境整備の充実を図る。
- ICTを活用した指導の充実を図り、「わかる授業」の実現を積極的に図っていく。
- 映像を活用したプレゼンテーションを取り入れた授業等の実践により、小中学校で発達段階に応じたICT活用能力の育成を図る。
- ネットやメール等について、あふれる情報を取捨選択し、正しく活用する能力を養うとともに、情報利用者としてのマナーやモラルの教育及び、情報リテラシーの育成を図る。

2. 地域に開かれた学校づくり

行動プラン① 地域への情報発信と学校公開の工夫

学校が様々な教育課題の解決に向けて取り組むとき、家庭や地域社会との連携はますます重要になってきています。

学校教育目標や重点課題等を積極的に公開し、開かれた学校運営に努めることや、保護者、地域住民に向けた学校説明会や授業公開の定例化を進め、学校を地域に十分に聞くよう取り組みを進めていきます。

また、個人情報保護に十分注意しつつ学校から積極的に情報発信を行い、さらに保護者や地域住民の声に耳を傾けるなかで、地域と学校とが適切に相互理解を深めていくことを目指します。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校の教育活動を積極的に公開し、地域と課題を共有することで子どもの成長支援をしていく。
- 個人情報に十分注意しつつ、学校便りやホームページ等で学校情報の発信を進め、学校運営の状況等を周知する。
- 地域との協働による学校づくりを目指して、地域教育協議会等で保護者や地域住民の学校運営に対する意見に耳を傾けてその意向を把握・反映し、支援・協力を得るようとする。

行動プラン②

地域教育力の活用

都市化や核家族化、少子化の進行は、地域の連帯感を希薄にし、地域の教育力を低下させる要因の一つとなっています。しかし本来、地域には多彩な人的・物的なリソース（資源）があり、それを教育に生かすことは重要です。

地域の貴重なリソースを学校に取り込み、教育活動の充実を図ること、また、地域の中の活動等を通して子どもが豊かに育つことを大切にしていきたいと考えています。

これまで、市として「学校教育支援ボランティア登録制度」を立ち上げるとともに、2009年（平成21年）度に市立小・中学校全校で立ち上げた学校支援地域本部を通してボランティアを募るなど、学校支援を広く求める取り組みを進めてきました。その結果、各学校の教育活動の様々な場面で保護者や地域住民による協力を得られるようになってきていますが、今後もこの取り組みの一層の充実を図ります。

具体的行動指針及び取り組み例

- 地域教育協議会の充実をはかり、地域との共同参画による教育活動も推進していくなか、学校教育及び地域教育力の一層の充実を図る。
- 学校を開き、また児童・生徒の地域参加を進めるなかで、教職員同士、教職員と保護者・地域の方々との円滑なコミュニケーションの推進を図る。
- 教育活動において、引き続き地域教育力の活用を積極的に推進するとともに、地域素材の教材化を進める。
- 保護者や地域の方々に対し、様々なボランティア活動への参加を呼びかけ、各地域本部におけるボランティア登録を進めるとともに、地域本部間のネットワークづくりを推進する。

行動プラン③

学校評価を生かした学校の改善

現在、学校はその教育活動全体について、絶えず自己点検・自己評価を行い、その結果を適切に分析、改善することで、教育の質を向上させていくことが求められています。そのためには、学校運営の状況について保護者や地域住民等に対して積極的に説明を行いまた保護者や地域住民の声を聞くなかで、社会の期待と信頼に応える学校づくりを目指していかなければなりません。

さらに、学校の自己評価に基づいた学校関係者評価に取り組み、評価の視点や重点をしづり、児童・生徒・保護者・地域の方々による適切な評価を実施し、更なる教育活動の向上に取り組みます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校評価システムを構築し、自校の実態を分析・検討する。学校目標との関連を明確にしつつ、視点や重点を明らかにした目標や評価項目を設定して評価のポイントを絞り、実効ある評価活動を実施する。
- 学校の自己評価に基づいた学校関係者評価を生かし、具体的な学校改善を行うとともに、開かれた学校づくりを進める。
- 学校評価の結果に基づいて、改善・支援・条件整備を行い、保護者・地域に向けて情報発信していく。

III 教員の指導力向上

今日、子どもたちの「基礎学力の確実な習得」「学力の向上」「生きる力の育成」の取り組みを進める上で、「教員の指導力」が強く求められています。

神奈川県では2007年（平成19年）に策定した「教職員人材確保・育成基本計画」の中で、「めざすべき教職員像」として、三つの要素と13の教職員像に整理して提示しています。

1. 人格的資質・情熱 教職員としての人格的資質・教職への情熱

- ①豊かな人間性と社会性、高い対人関係能力とコミュニケーション能力をもっている
- ②子どもへの教育的愛情と責任感、教職に対する使命感と誇りをもっている
- ③高い倫理観をもち、公平・公正に行動できる
- ④変化に対応し、学び続ける向上心をもっている

2. 課題解決力 子どもや社会の変化による課題の把握と解決

- ⑤子どもをよく理解し、多様な教育的ニーズに対して適切に対処・指導できる
- ⑥得意分野をもち、個性豊かで、連携・協力しながら指導できる
- ⑦豊かな創造力をもち、新たな課題へ積極的に挑戦する意欲や実行力をもっている
- ⑧教職員全体と協力し、学校全体を意識しながら組織的に取り組むことができる
- ⑨保護者、地域の人々と協力して取り組むことができる

3. 授業力 子どもが自ら取り組む、わかりやすい授業の実践

- ⑩子どものやる気を引き出し、意欲を高めることができる
- ⑪わかりやすい授業の実践ができる
- ⑫高い集団指導の力をもち、望ましい学級づくりができる
- ⑬授業研究を生かした校内研修に進んで取り組むことができる

近年、団塊世代の大量退職により、経験の浅い教員に対する指導力の向上は急務であります。

本市の教員の指導力を高めるために、この『学校教育総合プラン』では、学校の教職員全体が相互に教えあい・学びあうことを基本にして、次の三つの柱を提起いたします。

- ①「授業研究の充実」・・・座学の研修だけではなく、自らが実践し、校内や校外からの積極的な意見聴取により自らの授業改善を目指します。
- ②「授業評価の活用」・・・授業について、自らの振り返りとするだけでなく、自分の授業を多角的に問い合わせる材料として授業評価シートを取り入れたり、外部の教育専門家の評価を頂いたりして、授業改善を進める手立てとします。
- ③「研修事業の充実」・・・授業技術の向上やニーズに応じた授業づくりに役立つだけでなく、教育の専門家としての力量、さらに総合的な人間力向上にもつながる研修事業としていきます。

1. 教員研修・研究の充実

行動プラン①

授業研究の充実

学校教育において、中心となるのは授業です。授業は、教育の専門家である教職員が計画し、知識・技能の習得、活用そして子どもの自発的な探究活動を重視して展開されるものです。そのため、教職員には、具体的な授業計画の立案と優れた実践力が必要です。学習指導の充実に向けた校内研究は多岐にわたりますが、主柱をなすものは授業研究です。その成果の一つとして行う研究授業では、視点を明確にし、提案性のあることが重要なポイントとなります。また、研究授業は、授業者だけでなく全員が積極的にかかわり研究を推進し、成果を共有することに大きな意義があります。

授業研究の活性化を図り、質の高い授業を構築するためには、外部講師の招聘や他校の研究授業、研究発表会への積極的な参加が求められます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 標準化された学力調査、学級集団アセスメントの結果等を活用し、子どもの実態を十分に把握する。
- 授業改善のための校内研究が積極的に行われるよう、研究組織（役割）を明らかにし、研究主題を踏まえた具体的手立てを検討する。
- より分かりやすい学習指導案作成に向け事前検討をしたり、研究協議の方法を確立したりするなど、校内研究の充実により教職員の資質向上を図る。
- 各学校で行う授業研究会を市内全校に周知し、学校間の実践交流を行う。
- 市内外の方々の協力を得て、校内研究会を充実させる。

行動プラン②

授業評価の活用

著しく変化する社会の中で、子どもたちの「確かな学力」を育むためには、日々の授業改善が必要です。多くの教職員が、よりよい授業を実践するためには、日々の不断の努力や研鑽を重ね、教職員一人ひとりの力量を高める必要があります。

それには、P D C A サイクルを意識した授業改善が大切です。つまり、授業のねらいを明確に示し(P)、実践し(D)、その過程や結果に対して適切な評価を行い(C)、次の計画や授業の改善を進めていくこと(A)です。

授業を適切に評価することが次の授業改善につながり、子どもたちの「確かな学力」の育成へと発展していきます。

そこで、日常の授業を質的・量的に評価し、指導に生かしていく体制づくりと、授業評価の活用に向けた教職員の取り組みを進めます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 指導と評価の一体化を進め、授業力の向上を図る。
- 授業評価を活用することで、教職員相互の授業研究に対する積極的な参画意識を醸成し、授業改善につなげる。
- 家庭・地域と連携した授業評価の取り組みを通して、教育活動の向上を図る。
- 題材や単元ごとに活かせる授業評価シートの開発について研究を進める。
- 教科や学年、学校全体で授業評価の分析結果を共有し、課題解決に取り組む。
- 授業評価についても学校評価を行い、その成果と課題を公表する。
- 多くの視点で授業評価を行い、評価の幅や精度を高める。

行動プラン③

研修事業の充実

一人ひとりの教職員がより一層専門性を高め、その力を最大限に発揮しながら学校の組織力を高めることが益々重要になってきています。そのため、各学校においては様々な研修が計画され、教育委員会においても教職員のニーズに応える研修事業を実施しています。教職員はこれら学校内外での研修会に積極的に参加し、質の高い授業を計画、実践することが大切です。

現在、教職員の大量退職と大量採用の時代にあって、ここ数年間で多くの教職員が入れ替わります。そのため、教職員のスキルアップを着実に図っていくために、学校内においてOJTを組織的に推進していくことが必要です。OJTは、勤務校で職務をとおして行う研修であり、すべての教職員を対象として、身に付けるべき力を、意識的・計画的・継続的に高めていくものです。教職員一人ひとりが専門性の向上を図ることで、学校全体として質の高い教育を提供することができます。

具体的行動指針及び取り組み例

- 学校内外の研修への参加を促し、教職員の専門的力量の向上を図る。
- 学校内においてOJTを組織的に推進する。
- 実践的指導力を身に付けさせるための研修プログラムの開発を行う。
- 学校内において自主的な教職員研修を支援する体制を構築する。

学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について

1 学校評価について

平成19年に学校教育法と学校教育法施行規則^{*}が改正され、各学校は法令上、

- ①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
 - ②保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること
 - ③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること
- が必要となりました。

学校評価は「子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組みである」という捉えから、逗子市では、学校評価に係る者それぞれが「共にどのように学校をよくしていくか」という意識で評価に取り組んでいます。

2 学校教育総合プランの評価

各学校は、学校教育総合プランの「三つの柱」「五つの項目」ごとに示されている合計「22の行動プラン」について、それぞれ具体的に何に取り組むかの3ヵ年の計画を初年度に書き込み、毎年度末にそれが達成できたのかどうかを判断します。そして、一つひとつの取り組み内容が「達成できた」のか「達成できなかった」のかを明確にして、行動プランの達成率として評価します。

たとえば、三つの取り組み内容中、二つが達成できたとすれば達成率は66.7%となります（小数点以下2位は四捨五入し、小数点以下1位まで表示する）。

また、「達成できなかった」とした取り組み内容については、なぜできなかったのか、その理由を評価シートの「成果と課題」の欄に簡潔に記入してもらいます。

教育委員会としては、達成できなかった理由を分析し、次年度以降の支援や施策として役立てていきたいと考えます。

さらに、取り組み内容によっては定量的評価（対象の量的な側面に注目し、数値を用いた記述、分析を伴う評価）ではなく、定性的評価（対象の質的な側面に注目した評価）が望ましいものもあります。特に、取り組みのステージが進むにつれて「定性的評価」が中心になることも考えられます。その場合は、評価シートの「成果と課題」の欄に評価の内容を文章表記してもらいます。

評価シート及び評価一覧表の例は、表1及び表2を参照してください。

3 学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について

最後に、学校教育総合プランの評価と学校評価との関連について触れておきます。現在、逗子市では次のような手順で学校評価が行われています。

- (1) 年度当初に「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」を作成する際、各学校の学校経営との関連で「三つの柱」それぞれについて1～2程度（合計で5, 6個程度）の重点目標を設定する。（多くとも10個以内とします）
- (2) 各学校は、その重点目標を中心に自己評価を行う。子ども、保護者、地域に対しての説明もこの重点目標について詳細に行い、学校関係者評価委員会に提出する自己評価もこの重点目標について作成する（表3を参照のこと）。
- (3) それとは別に、年度末に「逗子市学校教育総合プラン評価シート」は前述したとおり作成し、逗子市教育委員会へ提出する。
- (4) 重点目標の進捗状況に応じて、次年度「逗子市学校教育総合プラン実施計画シート」の重点目標を変更する。
- (5) 逗子市教育委員会は、提出された各学校の学校評価の分析から、各学校への逗子市教育委員会としての支援や条件整備等の改善措置を講じる。

学校教育総合プランの評価及び学校評価が、各学校の組織改善に資するとともに、逗子の子どもたちに対する豊かな教育を保障するものとなるよう、評価の在り方については今後も検証を重ねていきます。

* 学校教育法（平成19年6月改正）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第28条）、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）、専修学校（第133条）及び各種学校（第134条第2項）に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則（平成19年10月改正）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）、高等学校（第104条）、中等教育学校（第113条）、特別支援学校（第135条）、専修学校（第189条）、各種学校（第190条）に、それぞれ準用する。

学校教育総合プラン実施計画 22年度の報告 (参考例) 2011.3.

○学校教育総合プランの3つの柱

I 子どもたちの学力向上

実施計画

①実施計画の重点等

- ・新学習指導要領への円滑な移行
- ・指導法の工夫改善による、基礎・基本の習得・思考力、判断力、表現力及び主体的に学ぶ態度の育成
- ・指導法の工房改善と成果の充実と成果の数値化(数学・理科・英語)
- ・少人数指導・習熟度別指導の充実
- ・「読解力」向上と読書活動の推進
- ・教育相談コーディネーターを中心とした、校内支援体制の確立

②実施にあたっての留意事項、地域や保護者の協力など

- よりよい習慣づけ 基本的な生活習慣と学習習慣との好循環の実現
- 保護者との連携による基本的生活習慣の確立
- 家庭教育＝家庭学習計画、予習・復習の励行、保護者への協力依頼

行動プラン

- ① 新学習指導要領の完全実施に向けた取り組み

H22(2010)年度予定取り組み内容		H23(2011)年度予定取り組み内容		H24(2012)年度予定取り組み内容	
I 選択教科時数の削減と数学・理科時数の拡大	1 週29時間授業の実施	I 週29時間授業の実施	I 新学習指導要領の完全実施		
II 全教科における言語活動の実践	II 言語活動の充実に向けた全教科単元計画の作成	II 言語活動の充実に向けた全教科単元計画の実施	II 全教科における年間通した言語活動の充実		
III 理科の実験充実に向けた実践	III 理科の実験充実に向けた単元計画の作成	III 理科の実験充実に向けた単元計画の作成	III 年間通した理科の実験授業の充実		
(評価)	(評価)	(評価)	(評価)	(評価)	(評価)
I 達成した	○ 評価については、個々の取り組み内容について「達成した」「達成できなかつた」の2種評価とする。	I 達成した	○ 達成できなかつた	○ 達成できなかつた	○ 達成できなかつた取り組み内容について、「なぜ達成できなかつたのか」「何が課題なのかな」を必ず記入する。
II 達成できなかつた	○ 2種評価が可能な取り組み内容を設定する。ただし、定性的評価がふさわしい場合には、課題欄で触れる。	II 達成できなかつた	○ 2種評価が可能な取り組み内容を設定する。ただし、定性的評価がふさわしい場合には、課題欄で触れる。	III 達成した	III 達成した
III 成果と課題	成果と課題	成果と課題	成果と課題	成果と課題	成果と課題

2

表3

年（平成 年）月 日

逗子市教育委員会教育長 様

逗子市立 学校長

平成 年度 学校評価（自己評価） 年度末評価について（報告）

次のとおり 平成 年度 学校評価（自己評価）における年度末評価をご報告します。

三つの柱	項目	学校が重点的に取り組んだ項目の主な成果	学校が重点的に取り組んだ項目の主な課題と次年度改善策
I 子どもたち の学力向上	1 個に応じた指導の充実		
	2 健やかな心と身体の育成		
II 課題に迅速 に対応する 学校づくり	1 多様な教育課題への対応		
	2 地域に開かれた学校づくり		
III 教員の指導 力向上	1 教員研修・研究の充実		

表3

年（平成　年）月　日

逗子市教育委員会教育長様

逗子市立　学校長

平成　年度　学校関係者評価（学校関係者評価委員会）年度末評価について（報告）

次のとおり 平成　年度　学校関係者評価(学校関係者評価委員会)における年度末評価を
ご報告します。

*☆がついている小項目についてご記入いただき、これら以外にご意見がでた小項目につきましては、
学校独自で小項目欄にご記入ください。

三つの柱	項目	学校が重点的に取り組んだ項目の目標達成状況及び学校の取り組みの適切さ	改善方策についての意見
I 子どもたち の学力向上	1 個に応じた指導の充実		
	2 健やかな心と身体の育成		
II 課題に迅速 に対応する 学校づくり	1 多様な教育課題への対応		
	2 地域に開かれた学校づくり		
III 教職員の指 導力向上	1 教員研修・研究の充実		

学校教育総合プラン 用語解説

用語	解説	ページ
a 教育三法	<p>ここでいう「教育三法」とは、次の三法の改正を指す。</p> <p>【学校教育法の改正】 改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直し、学校に副校長等の新しい職を置くことができることとして、組織としての学校の力を強化した。</p> <p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】 教育における国、教育委員会の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築した。</p> <p>【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】 教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築した。</p>	4
b 「学力の重要な要素」	平成19年に改正された学校教育法(第30条2項)に三つの「学力の要素」が示されている。	4
c キャリア教育	<p>平成17年3月神奈川県立総合教育センター発行の「キャリア教育推進ハンドブック」によると、次のように定義されている。</p> <p>「キャリア教育とは、児童・生徒が自らの人生を歩む上で、体験的な活動などを通して、働くことの意義など望ましい職業観や勤労観を育み、また職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育成する教育である。」</p>	4
d 学習状況調査	<p>神奈川県教育委員会と神奈川県公立小・中学校校長会との共催で、平成16年度から実施している学習状況の調査。</p> <p>現在は毎年4月に小学校3年生は国語・算数の2教科、5年生は国語・社会・算数・理科の4教科。中学校は国語・社会・数学・理科・英語の5教科で実施している。</p> <p>逗子市では平成17年度より同一の調査を市立小・中学校全校で逗子市学習状況調査として実施している。</p> <p>また、文部科学省は、平成19年度より毎年4月に全国学力・学習状況調査を、小学校6年生と中学校3年生対象に実施している。</p>	5
e 逗子市子どもの読書活動推進計画	<p>逗子市として家庭や地域、学校等での子どもの読書活動推進の体制整備をするために、平成22年度から準備を進め、平成25年3月に策定された。</p> <p>平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」、翌年8月に国から示された「子どもの読書活動推進に関する基本計画」、平成16年1月に神奈川県で策定された「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づいての策定となっている。</p>	7
f 学校版子どもの読書活動推進計画	平成15年度に策定を進め、平成16年の4月に完成した逗子版の学校における読書活動の推進計画。	7
g 学校図書館指導員	各学校は、この読書計画に基づいて自校で読書活動推進計画を定め、学校における読書活動の推進している。	7
	平成15年度より逗子市立小・中学校に、1名ずつ図書館司書資格を持った学校図書館指導員が配置されている。学校図書館の機能の充実と読書活動の推進を行う。	7

表題の「支援教育」	特別支援教育(とくべつしえんきょういく)は、障害児教育の新しい呼称。2001(平成13)年の春から文部科学省は、旧来の「特殊教育」代わる呼称として、用いている。神奈川では障がいのある子の他に軽度発達障がいや不登校等の子どもも含め、教育的ニーズを持つものとして、広く「支援教育」と呼んでいる。	8
h 教育相談コーディネーター	神奈川県では、子ども一人一人の課題を解決するためには、それぞれの教育的ニーズを把握し、それに基づく支援の計画・実施・評価をする教育相談のプロセスを通じて校内支援体制作りを進めることが重要としている。そして、そのキーパーソンとして教育相談コーディネーターの養成研修を平成16年度より実施している。教育相談コーディネーターは、教育相談のプロセスの連絡調整や進行管理を行い必要に応じて学校内外の人や関係機関と連携し教育的ニーズを有する子どもへの支援を協働で行うための役割をになっている。	8
i 支援シート	神奈川県において、「個別の支援計画」または「個別の教育支援計画」を作成するときの書式の呼称。支援シートは、教育的ニーズのある児童生徒に関して、次の進路先(就学先、進学先等)に伝え、進路先の指導や支援に生かすことを目的として神奈川県教育委員会発行のパンフレットに沿って作成する。主な事項は、「これまでの取り組み」や「取り組みの評価」等で、保護者・担任等とともに記載していく。原本は、本人もしくは保護者が保管するとしている。	8
j ライフステージ	人間の一生を発達段階ごとに分けた「幼年期」・「青年期」・「壮年期」・「老年期」などの段階のこと。	8
k 支援教育推進巡回指導員	市立小学校に支援教育推進の為に派遣している指導員。支援を必要とする子どもたちが学級集団の中で困らないよう、個に応じたアドバイスを行っている。また、巡回指導員が直接、学級でグループワーク等を行い、子ども同士の望ましい関係づくりをレクチャーをしたり、教職員に対しては、支援教室の運営方法や教材についてアドバイスを行ったりする。	8
l うるおいフレンド (心の教室相談員)	平成10年に文部科学省の「心の教室相談員」活用調査研究委託事業からスタートした。逗子市では、現在、市の事業として市立小・中学校に「うるおいフレンド」という愛称で派遣している。その職務は、校内で子どもたちの悩みを聞いたり、相談の相手になったり、また、不登校の子どもたちの居場所づくり等を提供したりすることである。したがって、スクールカウンセラーとは職務内容が異なっている。	8
m スクールライフ サポートー	神奈川県教育委員会が、将来教育に関わろうとする大学生等を、児童の問題行動等の未然防止及び当該大学生等の能力向上を目的として県内の公立小学校に派遣している学生ボランティア。校長の指示に従い、授業中の学習支援、休み時間の子どもたち相談相手や遊び相手、教職員の教育活動の補助等を行う。	8
n 「小1プロブレム」・ 「中1ギャップ」	「小1プロブレム」は、小学校に入学したばかりの一年生が、学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない状況が続くこと。 「中1ギャップ」は、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態。	13

o 学校評価	子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組み。学校教育法、学校教育法施行規則に規定により、学校は①教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、②保護者などの学校関係者による評価(学校関係者評価)を行うとともにその結果を公表するよう努めること、③自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者(逗子市立小・中学校の場合は逗子市)に報告すること、が必要とされている。	13
p 学校支援地域本部 地域教育協議会	<p>家族や地域との絆の弱まり、教員が一人ひとりの子どもと向き合う時間を確保する等の課題に対し、文部科学省では、教育委員会、PTA、地元企業等の支援団体の協力を得て、学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをする「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施した。</p> <p>具体的には、地域住民が積極的に学校支援活動(例えば、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保、学校・地域との合同行事の開催等)に参加し、教員を支援することにより教員の負担軽減が図られるだけでなく、地域住民と児童生徒との異世代交流を通して、弱まった地域の絆を回復させ、地域の教育力を活性化させようとするものである。</p> <p>本市では、平成20年度より2年間1小学校で国の委託、平成21年度より市立小中学校全校で市の委託を受け、「学校支援地域本部」を立ち上げた。「学校支援地域本部」は、学校とボランティア・ボランティア間の調整役である「地域コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」、学校支援地域本部の方針等について企画・立案を行う「地域教育協議会」からなっている。また、各学校の「学校支援地域本部」の情報交換・情報共有等を行い、市全体の推進役を担う「逗子市学校支援地域本部実行委員会」を設置している。</p>	13
q 自己指導能力	<p>その時、その場で、どのような行動が適切であるか自分で判断し、決定して実行する能力。</p> <p>「生徒指導提要」(平成22年 文部科学省)では、この力の育成のためには、日々の教育活動においては、①児童・生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること、の3点に特に留意することが求められている、としている。</p>	15
表題の 国際教育	「国際教育」とは、従来使われてきた「国際理解教育」よりも、国際関係や異文化を単に「理解」するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識したもので、平成17年の初等中等教育における国際教育推進検討会報告では「国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するため必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。そのねらいは、自己を確立し、他者を受容し共生しながら、発信し行動できる力を育成することにある。」と定義されている。	17
r I E A (国際教育指導助手)	逗子市では国際理解教育の推進のために、教員とともに外国語指導にあたる国際教育指導助手(International Education Assistant)を、平成2年度より各中学校に派遣し、平成15年度からは小学校にも派遣をしている。	17

s N P O	NPOは、英語のNon-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指す。つまり、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命(ミッション)の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。	19
t I C T	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。 日本ではIT(Information Technology)が同義で使われているが、ITに「Communication(コミュニケーション)」を加えたICTの方が、国際的には定着している。	21
u 情報リテラシー	情報リテラシーとは、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「リテラシー」(literacy)とは、本来は、文字の読み書きの能力を意味し、これを情報一般に当てはめて情報リテラシーと呼んでいる。情報は様々な形式で表わされるため、情報リテラシーは、これまでの文字に代表される印刷物以外のメディアについても広く対象とされるようになってきている。現在では、コンピュータ(モバイルフォンやネットワーク全般を含む)の普及から、「情報リテラシー」は、特に、これらを扱う能力を指すようになってきている。	21
v O J T	OJTとは、「On the Job Training」の略で、「日常的な職務を通して、必要な知識や技能、意欲、態度などを、意欲的、計画的、継続的に高めていく取り組み」のこと。ここでは、学校内における人材育成の取り組みを指す。	28

逗子市学校教育総合プラン（第Ⅲ期）

発 行 2013年（平成25年）3月

○ 逗子市学校教育総合プラン改定検討懇話会

座 長 両 角 篤（久木小学校長）

副座長 服 部 純 子（沼間中学校長）

参加者

市川由美子（公募市民）	橋本伸江（公募市民）
立川良夫（逗子小学校教頭）	石井進介（逗子中学校教頭）
橋本信昭（逗子小学校総括教諭）	伊藤有子（久木小学校校総括教諭）
石田喜代子（久木小学校教諭）	河原林 薫（沼間中学校教諭）
井下啓嗣（小坪小学校教諭）	小倉修（逗子中学校教諭）
福森裕久（池子小学校教諭）	長谷川清美（久木中学校）
池上慎吾（指導主事）	

アドバイザー 横浜国立大学 高木展郎 教授

※ 表紙は逗子市立逗子小学校3年生（H24） 山野七花さん の作品です

※ 裏表紙は逗子市立久木中学校2年生（H24） 島優佳さん の作品です

